

**神明（明石川等）地域総合治水推進協議会設置要綱****（設置）**

**第 1 条** 神明（明石川等）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき知事が策定する神明（明石川等）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、神明（明石川等）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

**（所掌事務）**

**第 2 条** 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 神明（明石川等）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 神明（明石川等）地域における総合治水の推進に関すること。

**（協議会の対象とする計画地域）**

**第 3 条** 協議会は、別表第 1 に掲げる計画地域を対象とする。

**（協議会委員）**

**第 4 条** 協議会に、別表第 2 に掲げる委員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

**（会長）**

**第 5 条** 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

**（会議）**

**第 6 条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めた場合において、会議の場に委員以外の者の出席を求めることができる。

**（謝金）**

**第 7 条** 委員（県または市町の職員である者を除く。以下、次項及び次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 前条3項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名義で委員本人と同額の謝金を支給する。

#### (旅費)

**第8条** 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
- 3 第5条3項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人の格付けは委員と同様とし、代理人に対し代理人名義で委員本人と同額の旅費を支給する。

#### (ワーキング)

**第9条** 協議会に、協議会で協議すべき原案等を検討するため、ワーキングを設置する。

- 2 ワーキングに、別表第3に掲げる者（以下「ワーキング構成員」という。）を置く。
- 3 ワーキング構成員は、再任されることができる。
- 4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。
- 5 ワーキングに座長を置く。
- 6 座長は、東播磨県民局 加古川土木事務所 所長補佐（企画調整担当）をもって充てる。
- 7 座長及びワーキングの会議については、第4条第3項、第4項及び第5条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。
- 8 ワーキング構成員（県または市町の職員である者を除く。）に対しては、第6条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

#### (会議の公開)

**第10条** 協議会の会議及びワーキングの会議は、原則公開とし、公開に関して必要な事項は、別に定める。

#### (事務局)

**第11条** 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所をもって充てる。
- 3 事務局は、協議会及びワーキングの円滑な運営を図るために、県・市調整会議を設置する。

#### (補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、協議会、ワーキング及び県・市調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月13日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条第1項関係)

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及び明石市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川 (水系)		うち水位周知河川 (水防法第13条第2項)
種別	水系名	
(二)	朝霧川	
(二)	明石川	明石川、伊川
(二)	谷八木川	谷八木川
(二)	赤根川	赤根川
(二)	瀬戸川	瀬戸川

神明（明石川等）地域総合治水推進協議会委員名簿

別表第2(第4条第1項関係)

順不同、敬称略

区分	氏名	所属等
学識経験者	神田 佳一	独立行政法人 国立高等専門学校機構 明石工業高等専門学校 教授
国	山口 俊一	神戸地方気象台長
兵庫県	四海 達也	東播磨県民局長
	谷口 賢行	神戸県民センター長
市	久元 喜造	神戸市長
	泉 房穂	明石市長
県民	足立 芳郎	玉津町自治会 会長 【神戸市】
	青木 秀太郎	岩岡連合自治会 会長 【神戸市】
	藤本 庸文	王子校区連合自治会 会長 【明石市】
	小川 奉文	林校区連合町内会 会長 【明石市】

神明（明石川等）地域総合治水推進協議会ワーキング構成員名簿

別表第3（第9条第2項関係）

順不同、継称略

区分	氏名	所属等
兵庫県	高瀬 徹	東播磨県民局 加古川土木事務所 所長補佐(企画調整担当)
	横山 一也	東播磨県民局 加古川土木事務所 副所長
	平岩 一宏	東播磨県民局 総務企画室 総務防災課長 班長(企画防災担当)
	合田 宏	東播磨県民局 地域振興室 県民課 班長(水辺地域づくり担当)
	永井 義明	東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所 副所長
	池口 直隆	東播磨県民局 加古川農業改良普及センター 所長補佐兼課長
	岩本 順造	北播磨県民局 加東農林振興事務所 副所長
	山口 一哉	神戸県民センター 神戸土木事務所 所長補佐(企画調整担当)
	原田 義範	神戸県民センター 神戸土木事務所 副所長
	川崎 勝之	神戸県民センター 県民交流室総務防災課 班長(企画防災担当)
	吉川 敦宏	神戸県民センター 神戸農林振興事務所 副所長
	奥田 勝彦	神戸県民センター 神戸土地改良センター 所長
神戸市	瀬川 典康	神戸市 建設局 防災部 河川課長
	寺岡 宏	神戸市 建設局 下水道部管理課 浸水対策担当課長
	清水 陽	神戸市 危機管理室 計画担当課長
	中川 伸一	神戸市 経済観光局 農政部 計画課 農林土木担当課長
	久保利 洋二	神戸市 西区役所 総務課 課長
明石市	新田 真弘	明石市 都市局 道路安全室 道路管理課 課長
	藤井 忍	明石市 都市局 都市整備室 海岸課 事業調整担当課長
	高田 和裕	明石市 都市局 下水道室 下水道整備課 課長
	福井 勇二	明石市 市民生活局 産業振興室 農水産課 課長
	立岩 弘	明石市 総務局 総合安全対策室 室長兼地域防災担当課長
県民	足立 芳郎	玉津町自治会 会長【神戸市】
	青木 秀太郎	岩岡連合自治会 会長【神戸市】
	藤本 庸文	王子校区連合自治会 会長【明石市】
	小川 奉文	林校区連合町内会 会長【明石市】